

奈良市公報

号 外 第 28 号

平成 17年 11月 28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

規 則

奈良市ボランティアセンター条例施行規則の一部を改正する規則	1
奈良市立診療所処務規則の一部を改正する規則	2
奈良市総合医療検査センター条例施行規則の一部を改正する規則	2
奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	2
奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則...	2
奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則	2
奈良市グリーンホール条例施行規則の一部を改正する規則	3
奈良市柳生の里観光施設条例施行規則の一部を改正する規則	3
奈良市観光センター条例施行規則の一部を改正する規則	3
奈良市ならまち格子の家条例施行規則を廃止する規則	4
奈良市観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	4
なら奈良館条例施行規則の一部を改正する規則	4
奈良市針テラス情報館条例施行規則の一部を改正する規則	4
奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則...	5
奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則を廃止する規則...	5
奈良市農林漁業体験実習館条例施行規則を廃止する規則	5
奈良市農産物加工センター条例施行規則を廃止する規則	5
奈良市伝統的家屋交流施設条例施行規則を廃止する規則	5
奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例施行規則を廃止する規則	5
奈良市児童遊園管理規則の一部を改正する規則	6
奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部を改正する規則	6
奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則	8
奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則...	8
奈良市母子福祉センター条例施行規則の一部を改正す	

る規則 8

規 則

奈良市ボランティアセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 82号

奈良市ボランティアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ボランティアセンター条例施行規則（平成 6年奈良市規則第 52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条の見出しを【使用の承認の申請】に改め、同条第 1 項を次のように改める。

条例第 3 条の規定により使用承認又はその変更承認を受けようとする者は、奈良市ボランティアセンター使用（変更）承認申請書（別記第 1 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

第 3 条第 2 項中「2 週間前」を「4 週間前」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 4 条の見出しを【使用承認書の交付】に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に、「奈良市ボランティアセンター使用（変更）許可書」を「奈良市ボランティアセンター使用（変更）承認書」に改める。

第 5 条中「許可」を「承認」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 1 号様式中「奈良市ボランティアセンター使用（変更）許可申請書」を「奈良市ボランティアセンター使用（変更）承認申請書」に、「奈良市長 様」を【あて先）指定管理者】に、「使用（変更）の許可」を「使用（変更）の承認」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

別記第 2 号様式中「奈良市ボランティアセンター使用（変更）許可書」を「奈良市ボランティアセンター使用（変更）承認書」に、「許可します」を「承認します」に、「奈良市長 印」を「指定管理者 印」に、「許可番号」を「承認番号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

奈良市立診療所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 83号

奈良市立診療所処務規則の一部を改正する規則

奈良市立診療所処務規則(昭和 43年奈良市規則第 41号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削り、第 4 条を第 2 条とし、第 5 条から第 7 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

奈良市総合医療検査センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 84号

奈良市総合医療検査センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市総合医療検査センター条例施行規則(平成 8 年奈良市規則第 16号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削り、第 4 条を第 2 条とする。

第 5 条第 1 項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とする。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 85号

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 45号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条の見出しを【定期利用の承認】に改め、同条第 1 項中「許可」を「承認」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 4 項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。

第 4 条の見出しを【一時利用の承認】に改め、同条第

1 項中「許可」を「承認」に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。

第 7 条及び第 12 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 1 号様式中「奈良市長 様」を【(あて先)指定管理者】に改める。

別記第 4 号様式中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

別記第 7 号様式中「奈良市長 様」を【(あて先)指定管理者】に改める。

別記第 8 号様式及び第 10 号様式中「奈良市長 様」を【(あて先)奈良市長】に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 86号

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営駐車場条例施行規則(平成 9 年奈良市規則第 56号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 2 条の 2 の見出しを【定期利用の承認申請】に改め、同条第 1 項中「許可」を「承認」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 2 条の 3 第 1 項中「市長」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改める。

第 2 条の 4 中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

別記第 1 号様式中「奈良市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 87号
奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則（平成 8 年奈良市規則第 18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市グリーンホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 88号

奈良市グリーンホール条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市グリーンホール条例施行規則（平成 16年奈良市規則第 61号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市柳生の里観光施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 89号

奈良市柳生の里観光施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市柳生の里観光施設条例施行規則（昭和 61年奈良市規則第 12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条の見出しを【入場及び使用の承認】に改め、同条第 1 項中「入場許可」を「入場承認」に、「使用許可」を「使用承認」に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に、「入場許可」を「入場承認」に、「使用許可」を「使用承認」に改める。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市観光センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 90号

奈良市観光センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市観光センター条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

第 4 条の見出しを【使用の承認等の申請】に改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの会議室（以下「会議室」という。）の使用承認を受けようとする者は、奈良市観光センター使用承認申請書（別記第 1 号様式）2 通を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、奈良市観光センター使用変更承認申請書（別記第 2 号様式）2 通に次条第 2 項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

第 4 条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条の見出しを【使用の承認等】に改め、同条第 1 項を次のように改める。

指定管理者は、会議室の使用を承認し、又は承認に係る事項の変更を承認した場合は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により提出された申請書の 1 通に承認・決定印（別記第 3 号様式）を押して交付する。

第 5 条第 2 項中「許可書」を「承認書」に改める。

第 6 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 7 条中「許可」を「承認」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 8 条中「許可書」を「承認書」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「許可書」を「承認書」に、「許可を」を「承認を」に改め、同条第 2 項中「許可」を「承認」に改める。

第 10 条第 1 項中「許可書」を「承認書」に改め、同条第 2 項中「許可・決定印」を「承認・決定印」に改める。

第 11 条第 2 項中「許可書」を「承認書」に改め、同条第 3 項中「許可・決定印」を「承認・決定印」に改める。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とする。

第 14 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条を第 14 条とする。

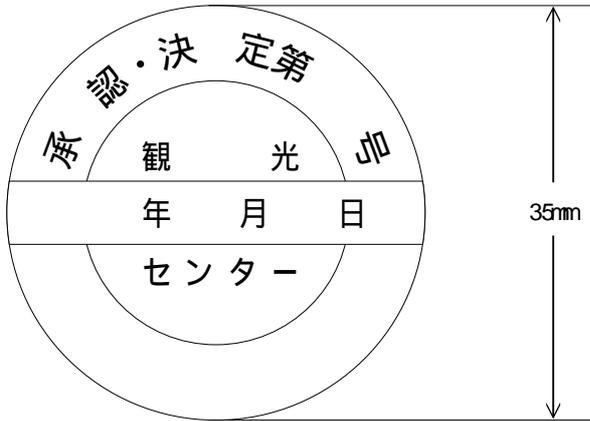
別記第 1 号様式中「奈良市観光センター使用許可申請書」を「奈良市観光センター使用承認申請書」に、「奈良市長 様」を【あて先）指定管理者】に、「使用許可」を「使用承認」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可印」を「承認印」に改める。

別記第 2 号様式中「奈良市観光センター使用変更許可申請書」を「奈良市観光センター使用変更承認申請書」に、「奈良市長 様」を【あて先）指定管理者】に、「使用変更許可」を「使用変更承認」に、

「使用許可の年月日及び許可」を「使用承認の年月日及び

番 号」 番
承認 に、許可条件」を承認条
号」
件」に、「使用変更の許可」を「使用変更の承認」に、
「使用許可申請書に許可・決定印」を「使用承認申請書に
承認・決定印」に、「許可印」を「承認印」に改
める。

別記第 3号様式を次のように改める。
第 3号様式（第 5条、第 10条、第 11条関係）



別記第 4号様式中「奈良市長 様」を【あて先）
指定管理者」に、「使用許可の年月日及び許可番号」を
「使用承認の年月日及び承認番号」に、「使用許可申請書及
び使用変更許可申請書に許可・決定印」を「使用承認申請
書及び使用変更承認申請書に承認・決定印」に改める。

別記第 5号様式中「奈良市長 様」を【あて先）
奈良市長」に、
使用許可の年月日及び許可 使用承認の年月日及び
番 号」を 番
承認 に、「使用許可申請書及び使用変更許可申請書に許
号」
可・決定印」を「使用承認申請書及び使用変更承認申請書
に承認・決定印」に改める。

別記第 6号様式中「奈良市長 様」を【あて先）
奈良市長」に、「使用許可の年月日及び許可番号」を「使
用承認の年月日及び承認番号」に、「使用許可申請書及び
使用変更許可申請書に許可・決定印」を「使用承認申請書
及び使用変更承認申請書に承認・決定印」に改める。

別記第 7号様式中【第 14条関係）を【第 13条関係）
に、「奈良市長 様」を【あて先）指定管理者」に改
める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当
分の間、必要な修正をして使用することができる。

（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市ならまち格子の家条例施行規則を廃止する規則を

ここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 91号

奈良市ならまち格子の家条例施行規則を廃止する規
則

奈良市ならまち格子の家条例施行規則（平成 4年奈良市
規則第 2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 92号

奈良市観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正
する規則

奈良市観光自動車駐車場条例施行規則（平成 12年奈良
市規則第 17号）の一部を次のように改正する。

第 2条を削る。

第 2条の 2 第 1項を削り、同条第 2項を同条第 1項とし、
同条第 3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項を同
条第 2項とし、同条第 4項中「市長」を「指定管理者」に
改め、同項を同条第 3項とし、同条を第 2条とする。

第 7条を削り、第 8条を第 7条とする。

別記第 1号様式中【第 2条の 2 関係）を【第 2条関
係）に、「奈良市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 2号様式中【第 2条の 2、第 3条、第 4条、第
6条関係）を「（第 2条、第 3条、第 4条、第 6条関係）」
に改める。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 9月 30日揭示済）

なら奈良館条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 93号

なら奈良館条例施行規則の一部を改正する規則

なら奈良館条例施行規則（平成 12年奈良市規則第 72号）
の一部を次のように改正する。

第 2条及び第 3条を次のように改める。

第 2条及び第 3条 削除

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市針テラス情報館条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 94号

奈良市針テラス情報館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市針テラス情報館条例施行規則（平成 17年奈良市規則第 21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 7 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式中「奈良市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 3 号様式中「奈良市長 印」を「指定管理者 印」に改める。

別記第 4 号様式中「奈良市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18年 4月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 95号

奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市温泉施設条例施行規則（平成 17年奈良市規則第 22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1 日から施行する。
（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 96号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則を廃止する規則

奈良市月ヶ瀬観光会館条例施行規則（平成 17年奈良市規則第 23号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1 日から施行する。
（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市農林漁業体験実習館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 97号

奈良市農林漁業体験実習館条例施行規則を廃止する規則

奈良市農林漁業体験実習館条例施行規則（平成 17年奈良市規則第 26号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1 日から施行する。
（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市農産物加工センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 98号

奈良市農産物加工センター条例施行規則を廃止する規則

奈良市農産物加工センター条例施行規則（平成 17年奈良市規則第 27号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1 日から施行する。
（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市伝統的家屋交流施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 99号

奈良市伝統的家屋交流施設条例施行規則を廃止する規則

奈良市伝統的家屋交流施設条例施行規則（平成 17年奈良市規則第 28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1 日から施行する。
（平成 17年 9月 30日揭示済）

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 100号

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例施行規則を廃止する規則

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例施行規則（平成 17年奈良市規則第 29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1 日から施行する。

(平成 17年 9月 30日 掲 示 済)

奈良市児童遊園管理規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 101号

奈良市児童遊園管理規則の一部を改正する規則

奈良市児童遊園管理規則 (昭和 55年奈良市規則第 23号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「第 3 条」を 「第 2 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 9月 30日 掲 示 済)

奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 102号

奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部を改正
する規則

奈良市ならまちセンター条例施行規則 (平成元年奈良市
規則第 11号) の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 条第 1 項、第 3 項及
び第 4 項並びに第 5 条中 「市長」を 「指定管理者」に改め
る。

第 6 条第 1 項中 「市長」を 「指定管理者」に改め、同条
第 2 項中 「別表第 1」を 「条例第 5 条の 3 第 2 項」に、
「開館時間」を 「開場時間」に、「市長」を 「指定管理者」
に改める。

第 7 条中 「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 8 条中 「別表第 2」を 「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

別記第 1 号様式中 【あて先】奈良市長」を 【あて先】
指定管理者」に、

使用日時	年 月 日 (曜 日)					時から 時まで	使用施設・設備	使用料 (円)
	開 場	時 分	開 演	時 分	終 演			
							市民ホール	
							リハール室	
							楽屋 1	
							楽屋 2	
							楽屋 3	
							多目的ホール	
申請内容	普通使用・減免使用						会議室 1	
入場方法	指定席・自由席・整理券・会員券・						会議室 2	
	招待券・当日売券・その他()						会議室 3	
入場料等 徴収の有無	1 入場料等を徴収しない。						会議室 4	
	2 入場料等を徴収する。()						和室	
承認条件							企画展示コーナー	
							冷房・暖房	
							附属設備 (別紙明細書のとおり)	
							合 計	

を

使用日時	年 月 日 (曜 日)					時から 時まで	使用施設・設備	使用料 (円)
	開 場	時 分	開 演	時 分	終 演			
							市民ホール	
							リハール室	
							楽屋 1	
							楽屋 2	
							楽屋 3	
							多目的ホール	
入場方法	指定席・自由席・整理券・会員券・						会議室 1	
	招待券・当日売券・その他()						会議室 2	
入場料等 徴収の有無	1 入場料等を徴収しない。						会議室 3	
	2 入場料等を徴収する。()						会議室 4	

に

承認条件	和室	
	企画展示コーナー	
	冷房・暖房	
	附属設備 (別紙明細書のとおり)	
	合計	

改める。

別記第2号様式中【(あて先)奈良市長】を【(あて先)

指定管理者】に改める。

別記第3号様式中

使用日時	年月日(曜日) 時から						使用施設・設備	使用料 (円)
	年月日(曜日) 時まで							
開場	時	分	開演	時	分	終演	時	分
リハール室								
楽屋 1								
住所								
楽屋 2								
氏名								
楽屋 3								
電話								
多目的ホール								
申請内容 普通使用・減免使用								
会議室 1								
入場方法 指定席・自由席・整理券・会員券・招待券・当日売券・その他()								
会議室 2								
会議室 3								
入場料等徴収の有無 1 入場料等を徴収しない。								
会議室 4								
2 入場料等を徴収する。()								
和室								
承認条件								
企画展示コーナー								
冷房・暖房								
附属設備 (別紙明細書のとおり)								
合計								

を

使用日時	年月日(曜日) 時 分から						使用施設・設備	使用料 (円)
	年月日(曜日) 時 分まで							
開場	時	分	開演	時	分	終演	時	分
リハール室								
楽屋 1								
住所								
楽屋 2								
氏名								
楽屋 3								
電話								
多目的ホール								
入場方法 指定席・自由席・整理券・会員券・招待券・当日売券・その他()								
会議室 1								
会議室 2								
入場料等徴収の有無 1 入場料等を徴収しない。								
会議室 3								
2 入場料等を徴収する。()								
会議室 4								
和室								
承認条件								
企画展示コーナー								
冷房・暖房								
附属設備 (別紙明細書のとおり)								
合計								

に、

奈良市長 印」を 指定管理者 印」に改める。

別記第4号様式中 奈良市長 印」を 指定管理者

印」に改める。

別記第6号様式中【(あて先)奈良市長】を【(あて先)指定管理者】に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当

分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成 17年 9月 30日 掲 示 済)

奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 103号

奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市西部会館市民ホール条例施行規則(平成 12年奈良市規則第 71号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

第 4 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 8 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式中【(あて先)奈良市長】を【(あて先)指定管理者】に改める。

別記第 3 号様式及び第 4 号様式中「奈良市長 印」を「指定管理者 印」に改める。

別記第 5 号様式中【(あて先)奈良市長】を【(あて先)指定管理者】に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。
 - (経過措置)
 - 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
- (平成 17年 9月 30日 掲 示 済)

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 104号

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市北部会館条例施行規則(平成 16年奈良市規則第 25号)の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条及び第 3 条 削除

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 9月 30日 掲 示 済)

奈良市母子福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 105号

奈良市母子福祉センター条例施行規則の一部を改正

する規則

奈良市母子福祉センター条例施行規則(昭和 46年奈良市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

第 4 条及び第 5 条 削除

第 6 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 条例第 3 条の 2 の規定による使用承認を受けようとする者は、奈良市母子福祉センター「母と子の家」施設使用承認申請書(別記第 2 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請により使用を承認したときは、当該申請者に対し、奈良市母子福祉センター「母と子の家」施設使用承認書(別記第 2 号様式)を交付する。第 6 条第 4 項中「許可」を「承認」に改め、同条第 5 項中「許可」を「承認」に、「市長」を「指定管理者」に改める。第 7 条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別記第 1 号様式中「奈良市長 印」を「指定管理者 印」に改める。

別記第 2 号様式中「許可第 号」を「承認第 号」に、「奈良市母子福祉センター「母と子の家」施設使用許可申請書」を「奈良市母子福祉センター「母と子の家」施設使用承認申請書」に、「奈良市長 様」

を【(あて先)指定管理者】に、「許可して下さい」を「承認して下さい」に、「奈良市母子福祉センター「母と子の家」施設使用許可書」を「奈良市母子福祉センター「母と子の家」施設使用承認書」に、「許可します」

を「承認します」に、「奈良市長 印」を「指定管理者 印」に、「許可の日時」を「承認の日時」に、「許可の条件」を「承認の条件」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。
 - (経過措置)
 - 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
 - 3 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の奈良市母子福祉センター条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により市長が発行した奈良市母子福祉センター「母と子の家」使用証(以下この項において「使用証」という。)は、同日以後においては、この規則による改正後の奈良市母子福祉センター条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により指定管理者が発行した使用証とみなす。
- (平成 17年 9月 30日 掲 示 済)